

新型コロナウイルス感染防止に向けた対応策について

4月16日に政府から発表された緊急事態宣言が、全都道府県へと対象区域が拡大になりました。

また、建設業界での感染報道を受け、当社では現在稼働中の工事現場で働いている協力業者様の作業員等の感染防止に向けた対策を次のとおりとさせていただきます。

1. 新型コロナウイルスに対する予防対策について

- ① 手洗い、消毒、うがいの徹底
 - 現場事務所への打ち合わせ等による入場時
 - 休憩所への入場時(休憩時は必ず手洗いをを行う)
- ② 体温測定管理について
 - 朝の自宅検温
 - 体調不良の兆候が見られた場合には現場に常備されている体温計による測定
 - ※体温が37.5℃以上の場合は自宅待機及び現場退所
- ③ マスク着用の徹底
 - 現場事務所での打ち合わせ時のマスク着用
 - 通勤時のマスク着用
- ④ 3密(密閉・密集・密接)を避ける行動
 - 密閉空間
 - ・換気の悪い密閉空間での作業・休憩
 - 対策:定期的に換気を行うようにする
 - 密集場所
 - ・多くの人が密集している場所
 - 対策:朝礼時等は人との間隔をあける
 - 密接場所
 - ・手を伸ばして届く距離での会話
 - 対策:できるだけ人との間隔をあけ、マスクを着用しての会話
- ⑤ 不要不急の外出を控える
 - 現場作業終了時はできるだけ直行直帰の実施

2. 感染者が発生した場合

- 発注者に速やかに報告し、現場作業の一時中断
- 濃厚接触した疑いがある者の自宅待機の指示
- 同一協力業者が入場していた現場へ連絡し現場作業の一時中断